



目 次	
告 示	ページ
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定（障害保健福祉課）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定（ 〃 ）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（ 〃 ）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	1
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	1
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施（食品・衛生課）	1
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	2
○県営土地改良事業の計画の定め（ 〃 ）	2

告 示

高知県告示第516号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。
平成29年6月30日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 所 在 地 認定年月日
海辺の杜ホスピ 高知市長浜251番地 平29・4・1
タル

高知県告示第517号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、応急入院指定病院と

して次のとおり指定した。
平成29年6月30日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
細木ユニティ病 高知市西町100 平29・4・1
院
聖ヶ丘病院 宿毛市押ノ川1196 〃 〃 〃

高知県告示第518号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。
平成29年6月30日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
海辺の杜ホスピ 高知市長浜251番地 平29・4・1
タル

高知県告示第519号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年6月30日

高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 中野 光生
〃 〃 〃 〃 中野 美佐子
〃 〃 〃 〃 大黒 直喜

(2) 加入区の名称
橘浦加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
橘浦漁業協同組合
2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成29年6月30日から同年7月14日まで
(2) 縦覧場所
橘浦漁業協同組合

高知県告示第520号
高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）で告示した同規則第25条第1

項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成29年6月30日から同年7月14日までとする。
平成29年6月30日

高知県知事 尾崎 正直
高知県告示第521号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年6月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年6月30日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
 - 2 路 線 名 昭和中村
 - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字一ノ又458番32から 高岡郡四万十町野々川字奥野々川山461番2まで	前	5.0 }	38
	後	5.2 }	38

公 告

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成29年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。
平成29年6月30日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の期日
平成29年10月17日（火）
- 2 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び時間
(1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
(2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
(3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技

4 受験の手続
 県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。
 (1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
 (2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)

5 受験手数料
 5,280円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。)

6 受験願書の受付期間
 平成29年9月4日(月)から同月15日(金)までの間(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
 なお、郵送の場合は、平成29年9月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先
 (1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
 (2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 合格者の発表
 平成29年10月27日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
 また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

9 その他の注意事項
 (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
 (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
 (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、永田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
 平成29年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

|    |    |             |
|----|----|-------------|
| 役名 | 氏名 | 住 所         |
|    |    | 高知県知事 尾崎 正直 |

(退任)

|    |       |       |            |
|----|-------|-------|------------|
| 理事 | 竹島 洋  | 南国市立田 | 242番地の1    |
| 〃  | 北村 孝俊 | 〃     | 〃 682番地    |
| 〃  | 北村 良雄 | 〃     | 〃 1039番地   |
| 〃  | 北村 博  | 〃     | 〃 960番地    |
| 〃  | 北村 剛  | 〃     | 〃 915番地    |
| 〃  | 吉田 邦明 | 〃     | 〃 703番地の6  |
| 〃  | 北村 憲一 | 〃     | 〃 227番地    |
| 監事 | 北村 嘉道 | 〃     | 〃 1031番地の1 |
| 〃  | 溝渕 泰三 | 〃     | 〃 951番地    |

(就任)

|    |       |       |               |
|----|-------|-------|---------------|
| 理事 | 吉田 邦明 | 南国市立田 | 703番地の6       |
| 〃  | 北村 孝俊 | 〃     | 〃 682番地       |
| 〃  | 北村 良雄 | 〃     | 〃 1039番地      |
| 〃  | 北村 博  | 〃     | 〃 960番地       |
| 〃  | 北村 剛  | 〃     | 〃 915番地       |
| 〃  | 北村 憲一 | 〃     | 〃 227番地       |
| 〃  | 竹島 洋  | 〃     | 〃 242番地の1     |
| 監事 | 吉田 彰夫 | 〃     | 〃 浜改田 699番地の5 |
| 〃  | 北村 茂久 | 〃     | 〃 立田 228番地    |

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、永田土地改良区の定款の変更を平成29年6月16日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 平成29年6月30日
 高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(南国市中部1期地区農村地域防災減災事業(用水施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 平成29年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| 1 | 縦覧に供する書類<br>県営土地改良事業計画書の写し    |
| 2 | 縦覧期間<br>平成29年6月30日から同年7月31日まで |
| 3 | 縦覧場所<br>南国市役所                 |

4 その他  
 この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
 また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。